

質疑応答書

| No. | 質問事項 | 質問内容 | 回 答 |
|-----|---------------------------------------|--|---|
| 1 | 公私連携保育法人の指定に関して締結する協定の有効期間、期間の更新等について | <p>公私連携保育法人の指定に関し締結する協定の有効期間は何年とされるのか。また、協定の期間は更新され、協定の期間と連動する公私連携保育法人の指定は、永続的なものになるのか。</p> | <p>公私連携保育法人と市との間で締結する協定書の有効期間は、3年以上15年以下の範囲内で締結する予定です。なお、期間満了後に更新するかどうかについては、市と法人との協議事項となります。</p> |
| 2 | 三者協議会の廃止について | <p>原則として協定の期間中の設置とされている三者協議会は、協定の期間の更新の有無に関わらず、移譲後の保育園運営が軌道に乗れば廃止することができるのか。</p> <p>長期にわたって三者協議会を設置し続けるのは、次のような点で好ましくないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域の意見を反映させる園独自の運営方針を設けることになり、既存の園に適用させる法人独自の運営方針と乖離し、また保育の平等性や職員のやりがいも損なわれるのではないかとの不安がある。 ② 法人に、行政と同様な住民の意見を聴くことを求め続けられるのであれば、経営の効率化が立ち遅れる。 ③ 地域の代表者が評議員として参画する評議員会と機能が重複し、評議員会がうまく機能しないことにもなる。 | <p>募集要項第10項において、三者協議会の設置期間は、原則協定期間中としています。ただ、質問にもありますように、法人側で設置される評議員会がその機能を代替できるのであれば、評議員会にその機能を持たせることは可能です。</p> |
| 3 | 公私連携保育所の移譲、建物改修等に関する市からの人的支援について | <p>公私連携保育所の移譲においては、その移譲に関する事務手続き、保育の引継ぎ（移譲前後の引継ぎ保育を含む）、土地の無償貸与、建物や設備・備品の無償譲渡、保育所設置認可申請、建物の建て替えや大規模改修など、一時的でかつ専門的かつ多量な事務に対応することが必要になるため、これらに対応するスタッフとして市職員の応援をお願いしたいが、それが可能か。</p> <p>特に、建物の建て替えや大規模改修については5年以内に行うこととされ、その適正な建て替えや大規模改修が完了するには、技術職員の応援が不可欠と考えるが、完了までの応援継続が可能か。</p> | <p>公私連携保育所の移譲、建物改修等に関しては、担当職員を配置して支援を行うことにしています。</p> |